

# 令和5年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

超高齢社会の進展や核家族化の進行等により、地域での住民同士の関係が希薄化するなか、孤独死、虐待、認知症高齢者の行方不明、8050問題、消費者被害など課題が複雑化し、また多様化、潜在化しています。加えて、約3年にもわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの社会活動や地域活動が休止を余儀なくされ、これまで培ってきた地域のつながりが揺るがされ、再構築を図らなければならない状況になっています。

こうした中、守山市社会福祉協議会では、令和4年度から「第4次地域福祉活動計画」を実施しています。この活動計画は、①福祉を考える意識（ココロ）づくり、②地域の担い手を育てる人材（ヒト）づくり、③ともに支え合う地域（マチ）づくり、④安心して暮せる体制（シクミ）づくりを基本目標としています。市民一人ひとりが、日々ともにつながり、楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活をめざします。守山市社協が住民の皆さんとともに中心となって、地域福祉の課題の解決に向けて邁進します。

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」を推進し、ひきこもり問題やヤングケアラーなど、制度のはざまにあって深刻な実態が表面化しにくい中、複合的な課題を抱えた世帯等への支援を一層進めるため各事業を推進していきます。

令和5年度は、計画の2年目となります。「地域共生社会」の実現に向け、自治会をはじめ、関係機関・団体、企業等多様な主体とも連携・協働しながら、迅速かつ柔軟な取組みを実施してまいります。このため、地域福祉部、介護事業部、中部地域包括支援センターがしっかりと連携し、市社協職員が積極的に地域に出向き、課題の発見、課題提案、解決に向けてのコーディネートができるよう、資質の向上に努めるとともに、住民の皆さんから頼りにされる市社協づくりに全力で取り組みます。

## II 各事業の推進

### 【1】地域福祉事業

#### 1 令和5年度の重点事業

##### (1) 重層的支援体制整備事業に係る地域づくり事業の実施（市受託）

市社協職員が、積極的に自治会や学区の活動等に参加し、地域課題を把握・分析し、その解決に向け、市民交流の居場所の創出に向けたコーディネートを行います。

また、現在活動中の市民活動団体やボランティア団体等を訪問し、これら団体と連携・協働可能な取組みについては地域づくり事業への協力依頼をする等、連携体制を構築します。

##### (2) 多様な主体による居場所づくり

ひきこもり当事者やその家族など地域生活課題の解決に向けた取組みを進めようとする多様な主体と連携しながら、地域福祉活動センター等を活用した居場所づくりを進めます。

##### (3) 福祉教育の推進

自分の住む地域やそこで暮らす人々の生活や地域活動に関心を持ってもらえるよう、市内小・中学校に呼びかけ、希望校を「福祉活動推進校」として指定し、それぞれが目指す学習の充実・強化に向けた取組み内容の支援を福祉団体の協力を得ながら実施します。

また、学校を通じて子どもに呼びかけ、子ども福祉委員を設置し、学区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等と連携し、福祉・ボランティア活動への理解と活動者のすそ野を広げていきます。

## 2 法人の運営

住民の皆さんからの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進を図るため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

### (1) 役員等による運営体制

- ア 理事会、評議員会の開催
- イ 経営会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員の設置

### (2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置
- ウ 会用车、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守
- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 各種職員会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

### (3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっと♡ホット福祉大賞（川柳と写真の募集）
- ウ ホームページの運営
- エ SNS（フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等）の活用による情報の即時発信
- オ 市民福祉講座の開催

### (4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催  
（社会福祉功労、感謝、社協ほっと♡ホット福祉大賞入賞者）

### (5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

### (6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だよりに広告募集（チラシを作成し、会員企業などへ訪問し勧奨）
- ウ 企業や施設、団体を訪問しての勧奨
- エ インターネットによる会費、募金の呼びかけ

## 3 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進を図ります。

- (1) 火災等に見舞われた世帯への災害見舞金の贈呈
- (2) 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園卒園者に祝品贈呈
- (3) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- (4) 生活困窮者へ食料品（米、その他）の支援
- (5) 社協が行う地域福祉活動への助成
  - ア 社協だよりの発行経費（善意銀行だよりに掲載、各戸への配付経費他）
  - イ 学区社会福祉協議会活動への助成
  - ウ 生活困窮者への緊急一時生活資金の原資の支援
- (6) 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈（指定寄附）

#### 4 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、利息等を地域福祉活動に活用します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子ほたるの子基金

#### 5 小地域福祉活動の推進

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員児童委員協議会等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支え合い体制の構築を意識した小地域福祉活動を推進します。

##### (1) 学区社協との連携強化

- ア 学区担当職員の配置（正規職員）
- イ 学区社協連絡会議（年1回）
- ウ 地域福祉推進員・地区会館福祉担当コーディネーター連絡会議（毎月）
- エ 学区社協理事との懇談会

##### (2) 学区社会福祉協議会への助成

- ア 課題解決（5万円）
- イ 歳末活動（5万円）
- ウ 見守り支え合い活動（対象者数×100円×訪問月数）
- エ 小地域福祉活動推進事業（10万円＋1万円×自治会数）
- オ 地域福祉活動計画推進（一般会費納入世帯数×90円＋個人賛助会費納入額×1/2）
- カ 福祉協力員活動（協力員数×5,000円）
- キ すこやかサロン（月1.1万円）
- ク 在宅介護者のつどい（1万円＋参加者数×2,000円、年2回まで）
- ケ ひとり暮らし高齢者ふれあいお楽しみ会（2万円＋参加者数×1,500円、年2回まで）
- コ サロンボランティア活動講座（1万円、年2回まで）
- サ 多世代交流サロン（3万円）
- シ 社協だより配付に伴う交付金（22,300円＋25円×全戸配付数）

##### (3) 自治会福祉活動への助成

- ア 健康福祉部会設置および活動充実強化（3万円）
- イ 在宅介護者のつどい（5,000円＋参加者数×1,000円、年2回まで）
- ウ 見守り支え合い活動（対象者数×100円×訪問月数）
- エ 子育てサロン（月2,500円、参加者数による加算最大3万円）
- オ すこやかサロン（月1.1万円）
- カ 多世代交流サロン（3万円）

##### (4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 地域福祉推進員連絡会議（毎月）
- イ 学区地域福祉活動計画の推進
- ウ 自治会健康福祉部会への参加

##### (5) 福祉協力員の活動推進

- ア 研修会の開催（学区ごと）
- イ 活動内容の周知・啓発

##### (6) もりやま地域共生大会の開催

- ア 企画・運営会議の開催
- イ 表彰式（再）、講演会の実施
- ウ 福祉活動等の展示ほか
- エ 障害福祉関係者で開催する「ふれあいフェア」との一体的開催

##### (7) 守山市地域福祉活動推進委員会の開催（年1回）

- ア 第4次守山市地域福祉活動計画の進捗管理

- (8) 地域づくり事業（重層的支援体制整備事業：市受託）
  - ア コーディネーターの配置
  - イ 多様な市民交流の場や居場所づくり
  - ウ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援（再）
- (9) 生活支援体制整備事業（市受託）
  - ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
  - イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
  - ウ 第2層協議体の運営支援と地域に応じた取り組みの推進
  - エ 生活支援サービス一覧等の作成
- (10) 子ども食堂実践者交流研修の開催支援
  - ア 交流会の開催(年2回)
- (11) 福祉施設等連携協働事業
  - ア 連絡会議の開催(年2回)
  - イ なんでも相談会の開催
  - ウ 地域ぐるみの見守り支え合い活動協力事業者登録の推進

## 6 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとを受けとめ、寄り添いながら、市社協にあるボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

- (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施
  - ア 電話、来所、訪問による相談
- (2) 地域福祉権利擁護事業の実施
  - ア 判断能力に不安のある方の金銭管理等の支援
  - イ 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
  - ウ 生活支援員の配置
- (3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施
  - ア 食糧等の支援、緊急一時生活資金の貸付
  - イ 歳末たすけあい激励金の交付
- (4) 生活福祉資金（貸付元：県社協）の貸付相談など
  - ア 福祉資金、教育支援資金
  - イ 総合支援資金、緊急小口資金
  - ウ 新型コロナ特例貸付償還事務
- (5) ひきこもり支援事業の実施
  - ア 相談の実施
  - イ 守山ほたるサポート事業（当事者のボランティア活動の推進）
  - ウ ほたるの広場（ひきこもり者やその家族の交流事業）の実施
- (6) 地域福祉活動センターの設置
  - ア 空き家の借上げ
  - イ ひきこもり者やその家族会（レリーフ）の活動拠点の支援
  - ウ 多様な主体が集う居場所づくりの推進
- (7) その他の支援事業
  - ア 緊急医療情報配備事業（暮らしの安心メモ・命のバトンの配付）
  - イ 要介護3以上の高齢者へのふとん丸洗いサービス

## 7 ボランティア活動の推進

ボランティアに関する相談や情報発信を積極的に行い、広く市民にボランティア活動について関心を持ってもらうとともに、活動機会の拡充に努めます。また、学区や自治会への支援からみえてきた地域の課題を把握し、この解決に向けて取組を進めます。

### (1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動の相談・紹介
- ウ ボランティアの登録(個人・グループ)
- エ ボランティア活動に関する情報発信(フェイスブック、広報誌、ホームページ)
- オ ボランティア保険の申込受付
- カ ボランティアグループの活動支援(登録グループへの活動助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内)
- キ 学区や自治会への支援をとおして福祉課題の把握

### (2) 福祉教育の推進

- ア 福祉活動推進校と協働による実施
- イ 子ども福祉委員の設置
- ウ 出前講座(地域福祉部、介護事業部)の実施

### (3) 生活支援ボランティア活動の推進

- ア 利用への相談・ボランティア調整
- イ 活動に関する情報の提供(フェイスブック、広報誌、ホームページ)
- ウ 利用増進に向けた情報発信(ケアマネジャー、障害者相談支援事業所)

### (4) 災害ボランティアセンター体制の充実

- ア 災ボラ!カフェの開催
- イ 災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議の開催
- ウ 災害ボランティアコーディネーター会議の開催

### (5) 高齢福祉事業

- ア お話し相手ボランティア派遣事業の実施(市受託)
- イ 福祉有償運送事業の実施(市補助)
- ウ いきがい活動ポイント事業の実施(市受託)
- エ ひとり暮らし高齢者への年賀状送付事業の実施(小学生、民生委員、赤十字奉仕団協働)
- オ いきいき活動事業の実施(アクティブシニアのボランティア活動の振興)

### (6) 障害福祉事業

- ア 市広報点字版発行事業の実施(市受託)

### (7) 児童福祉事業の実施

- ア ファミリー・サポート・センター事業の実施(市受託)
- イ 子育て応援フォーラムの開催
- ウ 自治会子育てサロンへの助成(月2,500円、参加者数による加算最大3万円)(再)

### (8) その他のボランティア活動等の推進

- ア 車いす車両貸出しお出かけ応援事業の実施
- イ ペットボトルキャップ回収事業の実施
- ウ 福祉用具、イベント機器、レクリエーション機材等の貸出

## 【2】 介護等事業

### 1 利用者ニーズに即した職員配置と事業継続計画

地域の利用者のあらゆる専門的ニーズに対応可能な職員配置にするため、職員採用や事業所間の人事異動をすすめ、職員のモチベーション向上を考慮した待遇改善をすすめてまいります。

また、コロナ禍での経験を活かした事業継続に必要な計画策定・訓練をすすめ、感染症 や災害時にもサービス提供ができる体制にしてまいります。

### 2 主な介護各事業

#### (1) 居宅介護支援事業

介護事業部の営業部門的な役割としまして各事業所との関わりを強化していきます。

通所系、訪問系を問わず利用者の様子を観察し、それによりケアマネジャーの立場でアドバイスをします。また、改善点を見だし提案することにより紹介率も上げるようにしてまいります。感染対策の一環として職員がリモートワークを実施できるよう整備し、業務改善などのメリットも検討します。将来的には、正規職員を減員しパート職員を在宅中心の勤務にし、効率的な運営を目指します。

#### (2) 訪問介護事業

全職員が介護の技術力を向上させたことから、事業所の曜日毎の介護力の平均化をすすめ、利用者サービスの向上を目指します。各職員が自分自身の職責をしっかりと理解し組織を安定させ、急な重度訪問や困難ケース等の訪問依頼に対応できる事業所にしてまいります。特定事業所Ⅰの要件である職員の個別研修計画を職員の意見を多く反映させながら見直し、職員の資質向上のために他事業所間とも交換実習なども検討してまいります。

#### (3) 障害者自立支援事業

利用者が介護保険適用に移行後もガイドヘルパーによる同行援護を利用されている支援は継続していきます。

特定施設の利用者の支援日を事業所の介護力の平均化をすすめるために家族の理解を得ながら調整していきます。

#### (4) 通所介護事業

処遇や職場環境を見直し事業所の看護職員の複数人配置を維持することにより、重度 利用者の受入体制をさらに強化します。利用者が安心して入浴、個別機能訓練、食事などを提供できる体制にしてまいります。また、こうした体制をケアマネジャーに伝え利用者の紹介が継続して増える仕組みづくりに取り組んでいきます。介護事業部のケアマネジャーとの連携強化のために定期的に情報共有を図る会議などの実施やケアマネジャーにデイサービスの様子を視察していただき、サービス向上の提案などを受けられるようすすめてまいります。

#### (5) 認知症通所介護事業

数年前から利用者数の少ない日曜日の対策をしておりましたが、改善は困難であったことから、効率的な運営をすすめる必要があるため日曜日を定休日とします。これにより経費の削減や勤務シフトが組みやすくなり、職員との面談で意思疎通を図り利用者へのサービス向上をすすめます。また、職員体制が充実するので利用者数上限は10名から12名まで受入られるようにしてまいります。利用者宅訪問は全職員で定期的に実施しデイサービスでの利用者の様子を伝えることや家族の要望を聞く機会を増やし、自宅で安心して暮らしていただけるよう支援してまいります。

#### (6) 訪問看護事業

利用者の在宅での生活機能維持や向上のため、訪問リハビリを開始することを目指します。利用者、訪問件数ともに増加が見込めるためPT・OTなどリハビリ専門職の採用をすすめてまいります。利用者数が多くなると各利用者情報の把握が困難になることが予想されることや業務の効率化を推進するため、タブレット端末等から記録や実績入力などができるよう業務のICT化をすすめます。また、職員全体のスキルアップが可能な研修参加や定期的な勉強会などを充実させてまいります。

### 【3】地域包括支援センター事業

守山市から委託を受け、中部地区（吉身・玉津）での介護や生活に不安のある高齢者やその家族のための総合相談窓口として専門職（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等）を配置し、相談支援、課題解決に取り組みます。

- (1) 8050問題、高齢者世帯による多頭飼い、ヤングケアラーなど複数の課題を抱える相談に対し、課題を明確に把握できるように職員研修や事例検討を通じて研鑽し、総合相談機能の強化を図ります。
- (2) 地域の課題や社会資源の不足を把握するために、高齢者が利用する店舗に足を運んだり地域の会議や出前講座などあらゆる機会に「地域の生きた声を聞く」ことに留意し、課題解決に向けて小地域福祉活動との情報共有・検討する体制づくりを行います。
- (3) 自治会や民生児童委員等の地域の皆様と、ケアマネジャー、介護サービス事業所や関係機関との連携強化のため、ケース会議や勉強会などを開催します。
- (4) 令和6年度からの次期委託契約の受託について、課題を整理し守山市と協議し次期契約受託の準備を行っていきます。

### 【4】その他地域福祉を推進する活動

- 1 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)
- 2 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)
- 3 戦没者追悼事業への助成
- 4 社会福祉現場実習の受け入れ